

地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、基本報酬、地域手当、通勤手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、基本報酬とする。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員報酬（賞与を除く。）は、職員の給料の支給日に支給し、賞与は職員の期末手当の支給日に支給する。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤の役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(基本報酬)

第4条 常勤の役員の基本報酬は、次の各号に掲げる役員区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 月額 900,000円以内で理事長が定める額
- 二 副理事長 月額 700,000円以内で理事長が定める額
- 三 理事 月額 600,000円以内で理事長が定める額

2 非常勤の役員の基本報酬は、次の各号に掲げる役員区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 理事長 日額 45,000円（常勤の理事長が就任していない場合に限る）
- 二 理事 日額 30,000円
- 三 監事 月額 50,000円

3 理事長は、非常勤の役員報酬の額を、その者の勤務態様及び職責等を勘案し、必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

(地域手当及び通勤手当)

第5条 常勤の役員に支給する地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤の役員が受けるべき基本報酬月額及び地域手当の月額の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び基本報酬月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間に

おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項各号に規定する在職期間は、常勤の役員として在職した期間とする。

4 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が常勤の役員となった場合は、その期間内においてそれらの常勤の職員として在職した期間は、前項の在職期間に算入する

- 一 法人の職員が退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった者
- 二 宮城県職員（以下「県職員」という。）が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条第1項の規定に基づき、常勤の役員となるため法人に派遣され、かつ、引き続いて常勤の役員となった者

5 基準日前1箇月以内に派遣法第5条の規定により県職員の職務に復帰した場合には、第1項後段の規定にかかわらず賞与は支給しない。

6 前各項に規定するもののほか、賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の期末手当の例による。

（日割計算）

第7条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬及び地域手当（以下「基本報酬等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで基本報酬等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月まで基本報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本報酬等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（報酬の支払方法）

第8条 役員の報酬は、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬から当該金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（職員を兼ねる役員の報酬）

第10条 役員が職員を兼ねる場合は、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

（退職手当）

第11条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

（旅費）

第12条 役員が業務のため旅行をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法等については、次項及び第4項に規定する旅費を除き、職員の例による。

3 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、運賃及び急行料金の

ほか特別車両料金を支給する。

4 船舶による旅行をする場合の船賃の額は、次の各号に規定する運賃、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金を支給する。

一 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

二 運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、運賃及び寝台料金のほか特別船室料金
(雑則)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるほか、職員の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 第6条第4項第1号の規定について、「法人」を「宮城県」と読み替えて適用することができるものとする。

3 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間及び平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から、理事長にあつては7,000円を、副理事長にあつては5,000円を、理事にあつては3,000円を減じて得た額とし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間に係るものに限っては、基礎額から基礎額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与の額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

(平成26年12月に支給する賞与の割合の特例)

4 平成26年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の160」とする。

5 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年12月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から、理事長にあつては基礎額に100分の3を、副理事長及び理事にあつては基礎額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与の額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

(平成27年12月に支給する賞与の割合の特例)

6 平成27年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の172.5」とする。

(平成28年12月に支給する賞与の割合の特例)

7 平成28年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の175」とする。

8 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から平成29年6月30日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から、理事長にあつては基礎額に100分の10

を、副理事長にあっては基礎額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

- 9 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年7月1日から平成31年3月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から、理事長にあっては基礎額に100分の12を、副理事長にあっては基礎額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

（平成29年12月に支給する賞与の割合の特例）

- 10 平成29年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

- 11 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から、理事長にあっては基礎額に100分の12を、副理事長にあっては基礎額に100分の8を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

（令和元年12月に支給する賞与の割合の特例）

- 12 令和元年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

- 13 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額（以下この項において「基礎額」という。）から、理事長にあっては基礎額に100分の2を、副理事長にあっては100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

（令和2年12月に支給する賞与の割合の特例）

- 14 令和2年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の162.5」とする。

（令和3年12月に支給する賞与の割合の特例）

- 15 令和3年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の160」とする。

（令和4年12月に支給する賞与の割合の特例）

- 16 令和4年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

（令和5年12月に支給する賞与の割合の特例）

- 17 令和5年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の175」とする。

- 18 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年1月1日から

令和8年3月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)から、理事長にあつては基礎額に100分の5を、副理事長にあつては基礎額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

- 19 常勤の役員の基本報酬の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に係るものに限っては、第4条第1項の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)から、理事長にあつては基礎額に100分の5を、副理事長にあつては基礎額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、地域手当及び賞与額の算出の基礎となる基本報酬の額は、基礎額とする。

附 則 (平成25年3月26日・一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月25日・一部改正)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日・一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成26年12月25日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の地方独立法人宮城県立病院機構役員報酬等規程(以下「新役員報酬等規程」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(賞与の内払)

- 3 新役員報酬等規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定に基づいて支給された賞与は、新役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。

附 則 (平成27年12月3日・一部改正)

(施行期日等)

- 1 この規程中附則に一項を加える改正規定、次項及び附則第3項の規定は平成27年12月25日から、第6条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程(第6条の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程(以下「新役員報酬等規程」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(賞与の内払)

- 3 新役員報酬等規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定に基づいて支給された賞与は、新役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。

附 則 (平成28年11月29日・一部改正)

(施行期日等)

1 この規程中附則に一項を加える改正規定、次項及び附則第3項の規定は平成28年12月26日から、第6条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

2 この規程（第6条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程（以下「新役員報酬等規程」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（賞与の内払）

3 新役員報酬等規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定に基づいて支給された賞与は、新役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（平成29年11月30日・一部改正）

（施行期日等）

1 この規程中附則に一項を加える改正規定、次項及び附則第3項の規定は平成29年12月22日から、第6条の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

2 この規程（第6条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程（以下「新役員報酬等規程」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（賞与の内払）

3 新役員報酬等規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定に基づいて支給された賞与は、新役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（令和2年12月8日・一部改正）

この規程は、令和2年12月8日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則（令和3年12月7日・一部改正）

この規程は、令和3年12月7日から施行し、この規程による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定は、令和3年12月1日から適用する。

附 則（令和4年12月6日・一部改正）

（施行期日等）

1 この規程中附則に一項を加える改正規定、次項及び第3項は令和4年12月28日から、第6条の改正規定は令和5年4月1日から施行する。

2 この規程（第6条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程（以下「新役員報酬等規程」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（賞与の内払）

3 新役員報酬等規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定に基づいて支給された賞与は、新役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月23日・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月14日・一部改正）

（施行期日等）

1 この規程中附則に一項を加える改正規定、次項及び第3項の規定は令和5年12月28日から、第6条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

2 この規程（第6条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程（以下「新役員報酬等規程」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（賞与の内払）

3 新役員報酬等規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の地方独立行政法人宮城県立病院機構役員報酬等規程の規定に基づいて支給された賞与は、新役員報酬等規程の規定による賞与の内払とみなす。

附 則（令和6年12月12日・一部改正）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日・一部改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。